



Kitakyushu Daiichi Law Office

HOKKYU

<https://kd-lo.gr.jp/>

北九州第一法律事務所

2026
vol. 61
January

FOCUS

仁比そうへい参議院議員 国政報告

高市政権と憲法状況

部会長だより

弁護士から新年のごあいさつ

防犯カメラによる過失割合の立証

その請求、本当に払う必要があるの？

生活保護引下げ違憲訴訟

初回無料相談のご案内

本紙をご持参の方に、法律相談料をお一人につき1回、初回のみ無料とさせていただきます。

有効期限
2026年
3月末日まで

予約ダイヤル
平日 ☎ 093-571-4688 9:00~17:00

※法律相談は予約制となっています。事前にお電話ください。
※予約時に「無料相談カード利用」とお伝えください。

謹んで新春のお慶びを
申し上げます

旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げま
す。

昨年は戦後80年の年でした。「裏金問題」への国民の怒りで自公政権は崩壊しましたが、新たに始まった自民と維新の政権が、戦後私たちが勝ち取り、守り育ててきた国民主権、基本的人権、平和主義、そして平等原則を脅かしかねないものとなるのではと危惧しています。

自民と維新が合意した議員定数削減は、「身を切る改革」という美名の下、国民の多様な声を政治に届ける機会を奪い、少数意見をさらに埋没させる危険な企みにはなりません。

選択的夫婦別姓やジェンダー平等への取り組みを後退させる動きや、外国人や外国にルーツを持つ人々を不当に排除しようとする排外主義的な動きは、基本的人権の尊重、法の下の平等逆行するものです。

「スペイ防止法」の議論では国民を常に監視するシステムであることが徐々に明らかになってきました。治安維持法の再現は許されません。また、台湾有事を口実にした集団的自衛権の行使など決して許されるものではありません。

私達は、憲法を守り、平和と人権、平等を追求する法律家として、これらの課題にも取り組んで参ります。本年も、皆様一人ひとりのご相談・ご依頼に、誠実かつ丁寧に対応して参ります。変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

二〇二六
元旦

北九州第一法律事務所所員一同

高市政権と憲法状況

弁護士 前田 憲徳

初めての女性首相の誕生ですが

昨年10月21日、日本に史上初めての女性首相が誕生しました。日本のジェンダーギャップ指数は世界118位（2025年）、もちろんG7では最下位、特に政治・経済分野での改善が遅っていましたので、女性首相の誕生は喜ばしいことです。

しかし、自民党と日本維新の会の「連立政権合意書」が実現しようとする政策は、以下に述べますように、かつてなく軍備を増強し、憲法を変え、他方で、「個人の尊厳」よりも「国益」を重視した政策となっています。

憲法改正

憲法9条2項を削除し、国防軍を創設する方向での憲法改正を目指しています。維新の会の「21世紀の国防構想と憲法改正」を踏まえ、憲法9条改正に関する両党の条文起草協議会を設置し、国防軍を創設し全面的な集団的自衛権の行使を可能とする憲法改正を目指しています。

また、国会を通さずに内閣が法律と同格の「緊急政令」をだすことを認める「緊急事態条項」につき、2026年度中に条文案の国会提出を目指すとしています。

さらなる軍備増強

防衛費を前倒しでGDP比2%（11兆円）にし、さらに、アメリカが求めるGDP比3.5%（21兆円）に応じる方向で急ピッチで増額しています。

また、安保3文書を改定し、抑止力の大幅な強化をおこなうため、スタンド・オフ防衛能力の整備



を加速し、長射程ミサイルの陸上展開先の着実な進展、長射程ミサイルを搭載する次世代の動力を活用した潜水艦の保有を推進するとしています。既に、市民に説明もなく、長射程ミサイルが熊本市の健軍をはじめ九州・沖縄の各地に配備されようとしており、市民の抗議を受けていますが、ますますこの動きが加速しそうです。

また出てきたスパイ防止法

スパイ防止法につき、2025年に検討を開始し速やかに法案を成立させるとしています。

スパイ防止法案は、1985年に国会に上程されました。安全保障に関する情報を国民が知る権利を侵害し、報道の自由を脅かす危険な治安立法として、国民の反対にあい廃案となったものです。

衆院議員定数の削減

定数の1割削減を目指すとしています。比例の議席が削減される可能性が強く、少数意見がますます国会に届かなくなります。少数意見の尊重こそ民主主義の核心であるにもかかわらず逆行しています。

旧姓の通称使用の法制化

法案を2026年通常国会に提出するとしていますが、旧姓の通称使用が法制化されれば、選択的夫婦別姓の法制化は遠くことになります。

最後に

このように、高市連立政権が目指す政策は、憲法を変え、日本を軍事大国にし、戦争に備えて治安立法を強化する一方で、憲法が最も重視している「個人の尊厳」については、軽視する傾向が強くなっています。

確かに、世界の主たる国々は軍拡の傾向を強めているように見えますが、果たして、それで平和が見



しんぶん赤旗提供

えてくるのでしょうか？

軍拡と分断の方向ではなく、特に若者を中心に、気候危機や貧富の格差を開拓するために連帯しようという動きも着実に拡がっています。

日本には、世界を軍縮に向けてリードする国家になって欲しいものです。

部会長だより

弁護士
迫田 學

2024年4月から、福岡県弁護士会北九州部会長を務めています。2年の任期も終盤です。

部会長は、約230名の北九州地区の弁護士を代表して、弁護士会の日常の業務執行にあたります。週1回、年間50余回の執行部会議で、会運営の方針に従い意思決定をしています。就任直後に、当事務所創設者の三浦久弁護士が逝去され、弁護士会を代表して先生に弔辞を捧げるのが私の最初の仕事となりました。三浦先生からの2年間頑張れとの叱咤激励だったと受け止めました。

同年6月には、部会長就任披露パーティを開催し、関係各団体にご挨拶をさせていただきました。原稿なしで10分間お話しさせていただく貴重な経験となりました。

会を代表して、関係各団体の総会ほか、弁護士会主催のイベント等でご挨拶させていただく機会

がたくさんあり、はじめは緊張していましたが、現在は日常の一コマに落とし込めています。挨拶では、弁護士法や日本国憲法に遡ってお話しすることを心がけてきました。事前に用意したものではなく、臨機応変の対応が、笑いを誘うことも実感しました。

昨年10月には、1000勝を達成された将棋棋士森下卓九段をお招きして、指導対局と講演をしていただきました。政治家、経済界、行政、専門職等の代表者らと意見交換する機会をいただけるのは役得ですが、労務や不祥事対応という辛い仕事もございました。

昨年末には、弁護士会館の改修が完了し、会館がより快適に使えるようになりました。

この間、事務所を不在にすることも多く、迷惑をおかけしますが、残り3か月の任期を、心のこりを抱くことなく精いっぱい務めたいと思います。4月からは、法律業務中心の生活に戻りますので、またよろしくお願い申し上げます。





跳躍! 疾走! 午年の今年に望み



弁護士から新年のごあいさつ

天久 泰

趣味であるディスクゴルフを始めて3年が経ちました。少しずつですがスローの正確性や再現性が高くなってきていて、昨年は50歳代の大会で二度優勝することができました。外国人選手との英会話も楽しく勉強になります。今年は弁護士会の会務で忙しい1年になりますが、健康維持のためこれからも続けていきたいと思っています。



今里 晋也

私は登山が趣味ですが、登山口まで往復7~8時間のドライブでは、本の朗読（オーディブル）を聞いています。運転中退屈せず、読書の習慣もできて一石二鳥です。本屋大賞などの話題作から古典的名作まで、幅広く聞いています。まだ途中ですが、中島らも「ガダラの豚」はびっくりするほど面白く、続きが楽しめます。



迫田 学

昔、司法試験には口頭試問があった。地方の学生には、各分野の権威の先生を一人占めできる喜びの時間でもあった。憲法の試験の小部屋の扉の向こうには芦部信喜先生。安倍晋三が知らない立憲主義憲法の第一人者。心中で快哉を叫び、試間に臨んだ。昨今、憲法を学んだことがないかと思われる国会議員の言動が目に余る。是非芦部「憲法」で、全国民の代表者であり、憲法尊重擁護義務を負うことを学ばれたい。今年は日本国憲法公布80年。



松井 海理

北九州に住み始めてから早くも2年が経過しました。昨年は九州各地を巡りたいと考えておりましたが、休日のほとんどを睡眠に費やしていました。今年こそは計画を立てて九州各地へ旅に出たいです。



池上 遊

昨年は「排外主義」という言葉が広く知られる年になりました。今年はヘイトスピーチ解消法の施行から10年です。各地で条例制定の動きが進んでいますが、外国人との共生社会実現のために必要なのは人種差別をなくす施策です。この点の取り組みをさらに強化する一年になりそうです。今年もよろしくお願ひします。



上地 和久

昨年度から法テラス北九州の副支部長を務めています。法テラス（日本司法支援センター）は、どこでも、だれでも、法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう国によって設立された機関で、本年、設立20周年を迎えます。法テラスの運営で得た経験を活かし、より身近で質の高いリーガルサービスを提供できるよう努めてまいります。本年もどうぞよろしくお願ひします。



田篠 亮博

昨年は中小企業診断士に登録し、「ものづくり補助金」や「省力化投資補助金」の申請支援など弁護士業以外にもチャレンジしました。診断士の受験生支援を1年間したことで全国に知り合いが増え、年に一度、同期会をしており楽しいです。昨年は大阪で行いました。今年も新しいことに取り組んでいきたいと思います。



諸隈 美波

旧年中は、様々な方に大変お世話になりました。昨年は女性の総理大臣が誕生し、政治そのものに注目が集まっているなと感じます。こういう時こそ、憲法や平和について改めて考え方を学び、伝えていければなと思います。本年もどうぞよろしくお願ひします。



石井 衆介

昨年、人生で初めて、劇団四季のミュージカル「オペラ座の怪人」を観覧しました。生の歌声、演技の迫力、セットの豪華さなど、終始圧倒されっぱなしでした。とても感激しました。



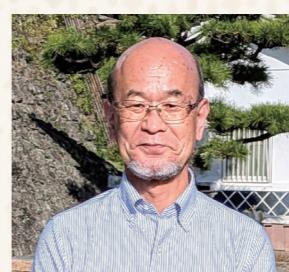
上野 直生

アウトドア全般が好きで、キャンプにもよく行きます。以前はテントを担いで山に登っていましたが、子どもが生まれた後はオートキャンプが多くなりました。近頃のマイブームは、自分で剪定した自宅の庭木（太いものは10センチ程になります）を薪として利用した焚き火です。剪定した庭木の処分もでき、薪代もかからず、まさに一石二鳥です。



前田 憲徳

昨年5月3日、多くの方々のご支援で「憲法9条の碑」を大手町病院横の「9条広場」に建立することができました。ぜひ一度ご覧ください。今まで、これからも、いくら軍備を拡大しても平和は見えてきません。やはり、憲法9条の精神を生かした平和外交をとことん追求するのが王道だと思います。2月15日の北九州マラソンにエントリーしています。完走するぞ！



吉武 みゆき

事務所内の緑化を密かに企み、ある階で公然と進行中です。気づいたら葉っぱが増えて驚いたりしています。冬場も暖かさが必要で、光もりますから、広いようで意外と置く場所が限られているなと感じています。観葉植物を育てている方は是非写真など見せて下さい。今年もよろしくお願ひします。



共同大きくひろげ 高市政権の暴走STOP



11/27 STOP! ゼロプラン
—なおみさん、ナヴィーンさんの強制送還中止を—

昨年7月参院選のご支援にあらためて心から感謝申し上げます。「衆参両院で与党少数転落」は「自民党政治はもうウンザリ」という皆さんの民意の審判です。上がらない賃金、年金は目減り。なのに物価高は止まらず「生活が大変！」の声が届かない。裏金、企業団体献金、大軍拡などとんでもない！

ところが何の反省なく最悪の道を暴走しようとする高市内閣の姿ともろさが、国会質問が始まっていますよあらわになってきました。

暮らしと経済を良くする一番の特効薬は、消費税の減税・廃止です。12年間のアベノミクスで大企業はなんと純利益4.6倍。株主配当は2.8倍です。一方で賃金など労働分配率は53.4%から37.4%へ急降下。だから内部留保は200兆円も増えて561兆円に上るのに、高市政権はこのためこみと独り占めをただす意思が全くないです。それどころか「もっと働き」「労働時間の規制緩和」と言いますが、「賃上げと時短」こそ党派を超えた圧倒的な要求です。

「台湾有事で武力行使」（あの答弁はそういう意味です）とか、国は「非核三原則」をなきものにとか、

GDP3.5%超の大軍拡などもってのほかです。憲法9条のタガがまるで外れたかのような軍事国家への前のめりは、ほんとうの勇気ではありません。

昨年夏から日本共産党参院幹事長・国対委員長をつとめることになりました。「こんな人権後進国のままでいいはずがない」—私の質問や活動もぜひ共産党YouTubeやしんぶん赤旗でご覧頂ければ幸いです。新しい年。これまでに増して皆さんのもたらし、平和の声を直接伺い、共同をひろげ政治を動かしていきます。



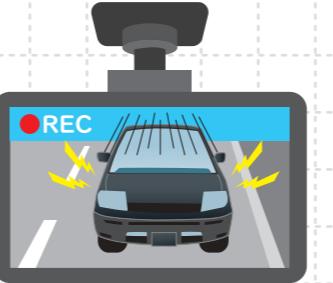
10/22
日本共産党ジェンダー
街宣で訴え
(新宿駅東口)



9/24
全商連婦人部協議会の
国会要請行動で挨拶

**仁比そうへいの活動は
YouTubeで！**

仁比聰平



防犯カメラによる 過失割合の立証

弁護士 田篠 亮博

交通事故において過失割合は常に大きな争点となります。近年、ドライブレコーダーの普及により事故態様が明確になるケースは増えましたが、それでも未装着の車同士の事故では主張が食い違い、解決が困難になることが少なくありません。

私が担当した事例では、ドライブレコーダーの映像はなかったものの、防犯カメラの映像によって過失割合が180度変わったケースがあります。

その事案では相手方は交差点での左折車（相手方）と対向右折車（当方）の事故として、当方に80%の過失があると主張していました。他方、当方の主張は交差点通過後の直進車線での事故で、原因は相手方による強引な車線変更で相手方の過失が100%というものでした。接触場所や事故態様に関し、双方の認識は大きくかけ離れていました。

状況を開いたのは、現場付近に設置されていた防犯カメラの存在でした。この防犯カメラの映像を「弁護士会照会」という手続きで入手しました。

そして、防犯カメラの映像により事故態様はこちら

の主張通りであることが立証され、相手方も100対0の過失割合を受け入れ解決に至りました。もしこの防犯カメラがなければ、このような満額での解決は困難だったでしょう。

映像の有無は、紛争の解決水準を劇的に変える決定的な要因となります。自己防衛のためにもドライブレコーダーの装着をお勧めしますが、ドライブレコーダーがない場合でも、現場周辺の防犯カメラが有力な証拠となる可能性がありますのであきらめる必要はありません。

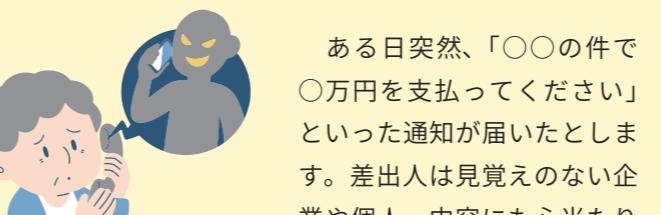
ただし、防犯カメラの映像は時間が経つと上書き消去されてしまうため、証拠保全のためには時間との勝負になります。防犯カメラの映像の入手を試みる場合は、急ぎ弁護士にご相談頂ければと思います。



その請求、本当に払う必要があるの？ —金銭請求を受けたら、まずは弁護士に相談を—



弁護士 天久 泰



ある日突然、「〇〇の件で〇万円を支払ってください」といった通知が届いたとします。差出人は見覚えのない企業や個人。内容にも心当たりがない。あるいは、少し思ひ当たる節はあるけれど、金額があまりに高額だったり、計算根拠が不明瞭だったりする。そんな状況に不安や戸惑いを覚えるでしょう。

このような「根拠がはっきりしない金銭請求」を受けたとき、焦って支払ってしまう前に、まず行うべきことがあります。それは、早めに弁護士に相談することです。

請求書には「法的措置」など強い文言が使われることがあります。すべてが正当とは限らず、法的根拠が乏しい

請求や不当請求も少なくありません。弁護士に相談すれば、契約書やメールなどの資料をもとに支払い義務の有無を判断してもらえば、無視すべきか反論すべきかなど、適切な対応方針も示してくれます。

また、弁護士が関与することで相手が不当請求を弱めたり撤回したりすることもあり、個人で対応するより抑止力が働きます。一方、自己判断で放置すると本当に訴訟を起こされた場合に不利になる可能性があり、逆に不安感から支払うと“力モ”と見なされ請求が続くおそれもあります。

金銭トラブルは精神的負担が大きく、相手の主張が理解できない場合も多いため、早めに専門家の力を借りることが大切です。「これはおかしい」と思ったときが相談のタイミングです。あなたの大切なお金と権利を守るために、まずは一歩踏み出してみてください。

生活保護引下げ違憲訴訟

弁護士 諸隈 美波

2025年6月27日、最高裁判所第3小法廷は、2013年の大幅な生活保護基準の減額変更について、違法性を明確に認め、生活扶助基準引き下げ処分の取消しを命じる判断をしました。

この訴訟は、全国の地裁や高裁では違法かどうかについて判断がわかれていますが、最高裁が統一的な判断を示したものと言えます。

本来、最高裁で減額処分が取り消された以上は、減額処分がなかったことになります。そのため、国は、改定前の基準に基づいた金額と実際に支払われた金額との差額を支払わなければなりません。しかし、厚労省は、専門委員会の検討を経て、原告を含むすべての生活保護利用世帯に対しては、最高裁判決で違法とされた「デフレ調整（-4.78%）」に代え、新たな基準「-2.49%」を設定しデフレ調整との差額を支給すること、原告については「特別給付金」として追加給付する

という結論を出しました。これは、専門委員会報告書が示した選択肢の中で最も低い水準のものでした。



しんぶん赤旗提供

厚労省の結論は、新たな減額改定を行うなど、最高裁で違法と判断されたことを尊重せず、反省も感じられないものです。

私も福岡訴訟の代理人として、この訴訟に関わってきました。福岡高裁で勝訴判決がでたときには原告さんたちとともに喜びあいましたが、まだ解決に至っていません。もう訴訟が提起されて10年になります。早く本当に安心させてあげたいなと強く思います。



ご友人・ご親族を紹介ください 法律相談のご案内 ☎093(571)4688

相談時間 月～金曜日 10:00～11:30 / 13:00～18:00
土・日曜日 13:00～16:00

相談料 法律相談料は45分まで5,500円(税込)です。

ホームページもご覧ください

各種事件報告や法律の豆知識の情報を増やしました。離婚や労働事件のページも充実させました。ホームページからの相談予約もできます。



新しく相続サイトを作成しました



50年以上にわたり多くの相続問題を解決してきた実績とノウハウを駆使し、最適な方法をご提案します。



北九州第一法律事務所

福岡県北九州市小倉北区金田二丁目6番4号
リーガルタワー2階

- TEL 093(571)4688
- FAX 093(571)4048
- URL <https://kd-lo.gr.jp/>

お気軽に
ご相談ください

北九州第一法律事務所

検索